

# 社会福祉法人いすゞ会

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いすゞ会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。  
2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日の実費弁償費を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び理事会及び実費弁償費を支払うことができる。なお同日に合わせて理事会もしくは評議員会に出席した場合であっても、第3条の実費弁償費は支払わないものとする。

2 理事が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお同日に合わせて理事会に出席した場合であっても、第3条の実費弁償費は支払わないものとする。

3 評議員が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて評議員会に出席した場合であっても、第3条の実費弁償費は支払ないものとする。

- 4 交通費の実費が、報酬及び実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて理事会及び評議員会に出席したときは、理事会及び評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日ににおいて、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて理事会もしくは評議員会に出席した場合であっても、前項の実費弁償費は支払ないものとする。

- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員（ただし、評議員をかねる者は除く）が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて理事会もしくは評議員会もしくは評議員会出席に係る実費弁償費を支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により実費報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて理事会もしくは評議員会に出席した場合であっても、前項の実費弁償費は支払ないものとする。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員の勤務報酬等)

第7条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第10条 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(改正)

第11条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年03月17日より遡って適用する

平成16年04月01日(制定)
平成23年04月01日(第一回改定)
平成25年06月01日(第二回改定)
平成28年07月14日(第三回改定)
平成29年04月24日(第四回改定)

別表1（日額）

名 称	実費弁償費
理事会出席報酬等	3, 500円
評議員会出席報酬等	3, 500円
苦情対応第三者委員報酬等	3, 500円
評議員選任・解任委員報酬等	3, 500円

別表2（日額）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	一日あたり1, 500円	3, 500円
理事及び評議員業務報酬等	一日あたり1, 500円	3, 500円
監事監査指導報酬等	一日あたり1, 500円	3, 500円
苦情対応第三者委員	一日あたり1, 500円	3, 500円

別表3（日額）

旅 費	宿泊費	報酬	その他の 実 費
実 費	20, 000円	15, 000円	実 費

## (注釈)

1. 理事会及び評議員会等の実費弁償費の源泉徴収不要の根拠は以下のとおりです。
- 「所得税基本通達9－3 法第9条第1項第4号の規定により非課税とされる金品は、同号に規定する旅行をした者に対して使用者等からその旅行に必要な運賃、宿泊料、移転料等の支出に充てるものとして支給される金品のうち、その旅行の目的、目的地、行路若しくは期間の长短、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみて、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められらるる範囲内の金品をいうのであるが、当該範囲内の金品に該当するかどうかの判定に当たっては次に掲げる事項を勘案するものとする。
- (1) その支給額が、その支給をする使用者及び使用人のすべてを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか。
- (2) その支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか。」
- つまり、理事等役員の旅費支給規程が(1)、(2)の要件を満たしてかつ実費相当といえる仕組みであればあえて課税しない、と理解できます。